

消費税額計算後の上下水道料金等の端数処理方法の変更のお知らせ

消費税の仕入税額控除制度に適格請求書等保存方式(インボイス制度)が令和5年10月から導入されることに先立ち、消費税額計算後の端数処理の方法を10円未満四捨五入から1円未満切捨てに変更します。

なお基本料金、超過料金など税抜き料金部分の料金変更はありません。

◆変更となる料金及び使用料について

○水道料金

基本料金・超過料金と口径に応じたメーター使用料の合計額に、消費税額を加えた額が請求されます。(1円未満の端数は切捨て)

≪用途別水道料金比較表≫(口径 13mm・メーター使用料 150円(税抜)の場合)

用途別	一月の使用水量	新料金 (1円未満切捨て)	現行料金 (10円未満四捨五入)	比較
一般家庭用	12 m ³ /月	2,519円	2,520円	1円減
営業用	15 m ³ /月	4,334円	4,330円	4円増

○公共下水道使用料

基本料金・超過料金の合計額に、消費税額を加えた額が請求されます。(1円未満の端数は切捨て)

≪用途別下水道使用料比較表≫

用途別	一月の使用水量	新料金 (1円未満切捨て)	現行料金 (10円未満四捨五入)	比較
一般家庭用	12 m ³ /月	2,420円	2,420円	増減なし
営業用	15 m ³ /月	3,932円	3,930円	2円増

○生活排水処理施設使用料(浄化槽使用料)

人槽に応じた料金に、消費税額を加えた額が請求されます。(1円未満の端数は切捨て)

≪人槽別浄化槽使用料比較表≫

人槽別	新料金 (1円未満切捨て)	現行料金 (10円未満四捨五入)	比較
5人槽	5,060円	5,060円	増減なし
7人槽	5,500円	5,500円	
10人槽	6,160円	6,160円	

◆変更の時期について

令和5年5月請求分(4月使用分)から適用します。

なお、農業集落排水施設使用料および個別排水施設使用料(釜石地区の一部の浄化槽使用料)についてはすでに1円未満切捨てで算定していますので変更はありません。

その他ご不明な点につきましては、上下水道課までお問い合わせください。

お問い合わせ先:上下水道課 業務係(内線223・230)